

1. 特定給食施設の定義

および役割

1. 特定給食施設の定義および役割

1. 特定給食施設とは

栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定められており（健康増進法第 20 条、健康増進法施行規則第 5 条）、特定の者に対して継続的に一回 100 食以上又は一日 250 食以上の食事を供給する施設です。

また、特定の者に対して継続的に一回 50 食以上又は一日 100 食以上の食事を供給している特定給食施設以外の給食施設については「小規模給食施設」として、特定給食施設に準ずる取り扱いを行います（福岡市健康増進法施行細則第 10 条）。

○「特定」の捉え方

食事を供給される喫食者が施設の主たる目的のために集まったもの（例：患者、従業員等）であって、給食施設の喫食者がほぼ同一と推定される（利用率が概ね 8 割以上）場合。

○「継続的」の捉え方

給食の提供が当該施設稼働日の 50% 以上であり、概ね 1 か月以上継続している場合。（企業の研修所など、一時的に本来の職場や居住場所から離れて利用する施設の場合は、平均的な利用機関で判断する。）

○「食数」の捉え方

①間食（おやつ）、検食、保存食、職員食は食数に含めない。経腸栄養は食数に含む。

②定員の定めがある施設（病院、介護老人保健施設、老人福祉施設、社会福祉施設、児童福祉施設等）の各食の食数は、原則として許可病床数や入所定数とする。ただし、寄宿舎（寮）は、1 年間の実績を参考に判断する。それ以外の施設における各食の食数は、1 年間の延べ給食数を給食日数で割った数とする。

③厨房を複数の施設で共有している場合

一つの厨房を併設している複数の施設での給食提供に共用している場合は、特定給食施設（または小規模給食施設）としては一つの施設と考え、届出や報告は主となる施設が行う（ただし、病院と介護老人保健施設が併設の場合、病院を主たる施設とする）。その際の食数は、全施設をまとめたものとする。

2. 特定給食施設の役割

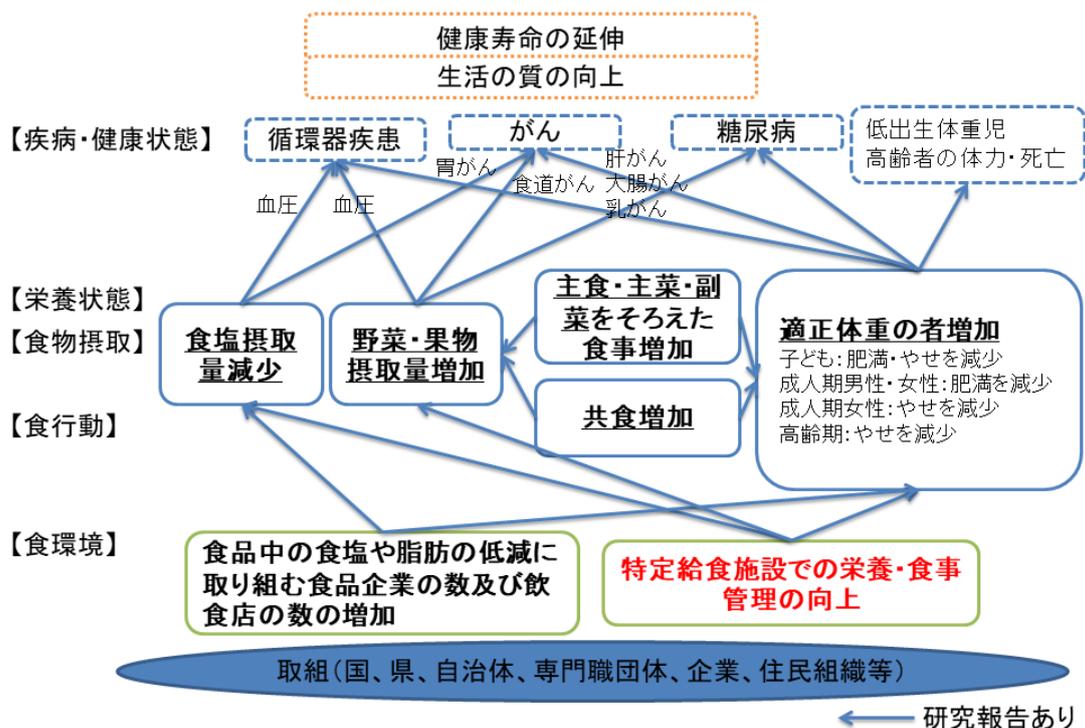
特定の個人に対して繰り返し提供される食事は、直接利用者の栄養・健康状態につながります。

疾病や要介護状態の重症化を予防するためには、地域の医療や介護の質として、栄養管理の質を高めることが求められます。

また、健康増進を目的とする施設においては、提供される食事を選択し食べること、栄養・健康に関する情報を得ることを繰り返すことで、自ら主体的に健康の維持・増進につなげていくことができます。

健康日本21（第2次）の中でも、健康寿命の延伸・健康格差の縮小のために、社会環境の質の向上の一つとして「利用者に応じた栄養管理を実施している給食施設の増加」が目標に定められています。

生活習慣病等と栄養・食生活の目標の関連



健康日本21（第2次）の推進に関する参考資料より抜粋

3. 給食施設の種類

学校	学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校。幼稚園、学校給食共同調理場含む。
病院	医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院。
介護老人保健施設	介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人保健施設。
老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する施設。
児童福祉施設	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する施設及び社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業に係る施設で児童福祉に関する施設。
社会福祉施設	生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第5条第1項及び売春防止法(昭和31年法律第118号)第36条に規定する施設並びに社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する事業に係る施設で社会福祉に関する施設(児童福祉に関する施設を除く)
事業所	労働基準法(昭和22年法律第49号)別表1に規定する事業所又は事務所。
寄宿舍	学生又は労働者を寄宿させる施設。
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所
自衛隊	自衛隊
一般給食センター	特定した施設(複数の場合も含む)に対して継続的に食事を供給している施設であって、前記「学校」から「事業所」までに該当しない施設
その他	前記「学校」から「一般給食センター」まで以外の施設。有料老人ホーム含む。

認定こども園については、下記のとおり取り扱うこととする

- (1) 幼保連携型認定こども園 「児童福祉施設」
- (2) 幼稚園型認定こども園 「学校」
- (3) 保育所型認定こども園 「児童福祉施設」
- (4) 地方裁量型認定こども園 「児童福祉施設」